

ID: 173

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	市民農園整備運営計画の変更の認定
法令名称 根拠条項	市民農園整備促進法 第7条第5項
法令番号	平成2年法律第44号
【根拠条文】 (市民農園の開設の認定) 第7条 5 第1項の認定を受けた者(以下「認定開設者」という。)は、当該認定に係る整備運営計画を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければならない。 【基準】 根拠条文及び法第7条第1項(市民農園の開設の認定)と同様に法第7条第3項の規定による。 (市民農園の開設の認定) 第7条 3 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。 (1) 整備運営計画の内容が基本方針に適合するものであること。 (2) 市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地からみて、市民農園の用に供する農地及び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模であること。 (3) 市民農園の用に供する農地及び市民農園施設の位置及び規模からみて、周辺の道路、下水道等の公共施設の有する機能に支障を生ずるおそれがなく、かつ、周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること。 (4) 利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。 (5) 前項第5号から第8号までに掲げる事項が市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切なものであること。 (6) その他政令で定める基準に適合するものであること。 政令第4条の規定による。 (市民農園の開設の認定の基準) 第4条 法第7条第3項第6号の政令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 申請の手続又は整備運営計画の内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 市民農園の用に供する農地が法第2条第2項第1号イに掲げる農地である場合にあっては、当該農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこと。 市民農園整備促進法の運用について(平成2年9月20日・2構改B第982号・建設省経民発第41号・建設省都公緑発第108号)参照	
標準処理期間	90日
備考	

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日